

各地区春闘討論集會

神戸港湾

2023年3月3日、神戸ポートオアシスに於いて、戸ボートオアシスに於いて来賓に全国港湾より玉田書記長・岡部中央執行委員、港運同盟兵庫地方本部より梶山執行委員長を迎え、コロナウイルス感染予防のため参加者を絞って春闘討論集會を開催しました。

開会にあたり、神戸港湾吉岡議長から「港湾で働く仲間が参加し、社会的アピールを広げ行動する事が重要、中央と運動して今日を境に臨戦態勢に入る。我々の雇用・職域を守り、また拡大していく決意を述べる」とともに各単組・各組合員の更なる神戸港湾への結束・団結をお願いする」と挨拶がされました。

続いて、梶山委員長より連帯と激励の挨拶をいただいたのち、玉田書記長から「全国港湾を取り巻く現状と、23春闘での大きなポイントとなる点「大幅賃上げ」「雇用と職域を守る労使の取り組み」「魅力ある港湾労働の確立」について話をさせていただきました。



その後、西澤神戸港湾事務局長から地区における春闘時の具体的行動について提案を行いました。

集会后半には各加盟8単組の取り組み状況・報告がなされたのち、岡部中執から今後の中央での取り組みの報告をして頂きました。

その後、質疑応答が行われ「港湾労働者転職資金制度について詳しく教えてください」「関連職種の5・9協定適用、また日港協からの支援がおりるようお願いする」など現場の切実な問題が出されました。

そして、閉会の挨拶を稲田神戸港湾副議長からいただき、最後は吉岡議長の方「パロ」三唱で春闘討論集會を終了しました。

港湾を兵站基地にするな！ 港湾労働者と戦争を考える④

継続的に新橋駅前行動実施！ 安保を考える



いま我々は、蒲田・日港福会館内の役員を中心にして全国港湾・港運同盟として毎週木曜日朝8時30分から新橋駅前にて宣伝行動を実施している。特に全国港湾教宣部会並びに書記長会議

に於かれては自発的に車輛の手配等を含め行動に対し全面的な協力を賜っていることについて本紙面をかりて厚く御礼申し上げる次第である。

そして、やはり「継続は力なり」であり今や新橋駅前の全国港湾・港運同盟の宣伝行動の取り組みはある種の文化として芽生え、我々の「声」が社会的に浸透してきていることについて身体をとおして実感するものであり感動している次第である。

ここで、港湾を兵站基地にさせない取り組みの一方の視点として、日米安保条約並びに条約6条に基づく



川港労協

川崎港湾労働組合協議会（川港労協）は、3月10日（金）に23春闘討論集會を東扇島福利厚生センターで開催した。

感染対策を徹底する事踏まえ、来賓として全国港湾玉田書記長と市川港湾労働政策研究所事務局長が出席、マリタイムテリーの高妻氏が取材に訪れた。

冒頭、田中議長は挨拶で、

23春闘に向けた大幅賃上げ並びに産別要求の獲得のため一致団結して取り組むことを強く訴えた。

全国港湾玉田書記長からは、22春闘が長期化（11月28日本調印）した背景とその到達点について、政府が進める「価値創造のための転嫁円滑化施策」（以下、「政府施策」）の推進へ、料金改定・下払い料金確保に向けた取り組みを積極的

条件はあるとして、ユーザーは港運に還元できる十分な余力がある。今年度も政府は「政府施策」の推進を確認している。日港協も22春闘協定で「23年度も継続する」と確認している。さらに、23春闘要求書について、特徴的な項目について説明を行った。その上で、23春闘を意気高く、組合員の団結と地域の支えでたかうことを訴えた。

最後に、田中議長の団結ガンパローのかけ声で討論集會を終了した。



所謂地位協定の存在がある。戦後、安保条約は吉田茂首相による締結、次いで岸信介首相による一部改定

全国港湾が日米安保破棄の取り組みが具体的にできると、組合員の動揺が目立つかぶわけであるが、護憲運動を取り組み護憲運動のまことを知るならば自動的に日米安保条約破棄構想は機関会議等で論じるべきなのが自然と考えるべきである。

全国港湾は機関決議のなかで、港湾労働者のためにならない政治は反対であり、逆に港湾労働者のためになる政治・政党にはできる範疇で与する」とした旨を

お知らせ

リレー随筆4月号は紙面の都合上お休みとさせていただきます。

（全国港湾委員長代行・日港労連委員長 竹内 一）

港湾産別協定

42 ~港湾労働者保障基金制度~

前回は、第9章「港湾労働者保障基金制度」全体を概観しました。そして、大事なポイントとして、制度運営のための基金は「ユーザーが保障」し、「日港協が責任をもって確保」することにあると強調しました。今回は、4つの制度（港湾労働者年金制度・最低保障賃金制度・職業訓練制度・転職資金制度）の一つである「港湾労働者年金制度」を紹介していきます。まず、港湾労働者年金制度の骨格を示します（産別協定58条6項）。

適用対象は制度に加入する港湾運送事業者に雇用される港湾労働者です。受給資格は勤続18年以上で退職時55歳より満60歳に達した者。他社歴は通算。

支給条件は60歳以降で退職時から15年間。在職中に65歳に達すれば「みなし退職」として支給開始

支給期間・支給額15年間、1年25万円（年2回の分割支給）

遺族見舞金・受給期間中に死亡した時は、受給残余期間に心して支給。年間25万円の年金は、受給資格者が退職した企業が当該受給資格者分の10万円を港湾労働者安定協会（以下・安定協会）に納め、安定協会はその納入を確認し、基金からの15万円を加えて受給者に振り込みます。一般的な労働者保障基金制度と異なり、基金は港湾運送料金に付加する仕組みでユーザーが負担しますので、労働者は拠出ゼロで年金を受け取るようになります。

年金制度の管理・運営は安定協会が行い、安定協会は、労使ほぼ同数で構成する理事会・評議員による機関運営となっています。具体的には、安定協会内に労使で構成する制度運営委員会が対応しますが、より詳細で緻密な運営の必要から制度専門小委員会を設置しています。具体的には、安定協会内に労使で構成する制度運営委員会が対応しますが、より詳細で緻密な運営の必要から制度専門小委員会を設置しています。

また、この制度には、凍結・凍結解除・登録再開・制度改善と、波乱ともいえる歴史があります。制度は1974年に要求するところから始まり、翌年の暮らしの要求が翌年の暮らしの要求を「年金スト」等の激しいたたかいは続け、4年に亘る運動で78年に年

地区雇用対策委員会では、地区港運協会内に設置され、労使ほぼ同数の役員構成となっていました。ここで、様々な事態へ対応が行われてきたことが重要な意味を持つこととなります。

年金制度の誕生と今日までの動き、制度それ自体の内容を紹介してきました。ユーザーの社会的責任と港運への還元を追求し続ける「産別運動の視点」の典型がここに具体化されていることを学ぶことができます。